

水道施設更新・改良に関する国庫補助制度等の拡充と創設について

近 畿 部 会 提 出

水道は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時においても安全で良質な水を安定的に供給することが求められる中、既存の水道施設は、高度経済成長期に布設された管路など、施設の経年劣化により、平時においても漏水被害等が各地で発生している状況である。

このことから、老朽化対策を速やかに進め、耐震化を図っていくことが必要である。

しかしながら、施設整備には、莫大な事業費を要し、通常の料金収入をもってその費用を水道事業者が独自で負担すれば、水道料金の高騰を招くなど経営に及ぼす影響は大きいため、施設の更新等が困難な状況である。

令和5年度からは、災害に備えた管路の複線化に対する補助対象事業を新設されるなどの対応をいただいているところではあるが、老朽化による更新に対する支援は十分とは言えない。

以上のことから、下記について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 浄水場や基幹管路など水道施設の再構築及び水道施設の安全強化のための施設整備に関する国庫補助採択基準の緩和を図ること。
- 2 補助対象となっていない配水支管に対する新たな補助制度を創設し、財政措置の充実を図ること。